

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度第1回地域密着型サービス運営委員会
2. 開 催 日 時	令和6年3月28日(木) 午後3時55分～午後5時20分
3. 開 催 場 所	松阪市役所議会棟 第三委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎平岡直人、中屋康次、藤田シヅカ、古川理佳、青木浩乃、 澤田陽子(◎ 会長、) (事務局) 廣本 知律、松田 武己、刀根 真紀、大川 忍、 久村 穂乃佳
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部介護保険課 TEL 0598-53-4190 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」及び「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例」の改正について(報告)
- (2) 「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱」及び「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱」の廃止について(承認)
- (3) 第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について(報告)
- (4) 指定地域密着型サービス事業者に係る指定の更新等について(報告)

議事録

別紙

令和5年度第1回松阪市地域密着型サービス運営委員会 議事録

令和6年3月28日(木)

15時55分～17時20分

<委員>

出席者：7名 平岡直人、中屋康次、藤田シヅカ、古川理佳、青木浩乃、澤田陽子

欠席者：3名

<事務局>

廣本 知律健康福祉部長、松田 武己介護保険課長、刀根 真紀指導監査担当主幹

大川 忍指導監査主幹兼係長、久村 穂乃佳係員

<傍聴者>

0名

<議題>

- (1) 「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」及び「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例」の改正について(報告)
- (2) 「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱」及び「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱」の廃止について
- (3) 第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について(報告)
- (4) 指定地域密着型サービス事業者に係る指定の更新等について(報告)

<協議結果>

- (1) 指定地域密着型サービス事業者に係る指定の更新等について（報告）
- (2) 「松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱」及び「松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱」の廃止について（承認）
- (3) 第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について（報告）
- (4) 指定地域密着型サービス事業者に係る指定の更新等について（報告）

<意見、質疑>

【議事1】

（委員）令和6年度報酬改定により事業所の運営規程の概要等重要事項等について、書面掲載に加え、インターネット上での情報の閲覧が完結するように重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないとされたが、すべての事業所がウェブサイトの準備ができているか

（事務局）自社ホームページで掲載できないところに対応するため国が情報を公表できるサイトを整備しているところである。そのため経過措置があり令和7年4月1日から義務化となる。

（委員）改正内容について、地域密着型事業所に対して松阪市が周知をするのか。それとも事業所がそれぞれ改正内容を確認しながら取り組みを行うのか。

（事務局）4月1日から運用になるため事業所には松阪市から周知を行う。また、集団指導で具体的な説明を行う。

【議事2】

（委員）グループホームの管理者から管理者は、夜勤を伴う介護従業者の職務に勤めることができないという話とともに、管理者のなり手がいない話を聞く。そのため管理者は夜勤業務を行っていないが、夜間の救急搬送の対応や夜勤者が休みになったときに代わりに入ることもあると聞いているため、現状も負担が大きい状況がうかがえるが、要綱を廃止しても大丈夫か不安な気持ちがある。

(事務局) 管理者のなり手がいないことが兼務状況の緩和等、条例改正に繋がっていると考える。

管理者としての責務は果たしてもらう必要があるが、兼務や夜勤を伴う介護従業者の職務に勤めることについて条例の制限がない中で松阪市だけ独自に制限をかけることは考えられない。

また、夜勤をしなければならないということはないため事業所で管理上支障がない場合を判断してほしい。

(委員) 要望書にあるように夜間に管理者が駆けつけるケースはある。しかし夜勤業務ができないため他の職員を充てることがあるため夜勤を伴う介護従業者の職務に勤めることができるようになることに賛成である。また、実際に管理者のなり手がいない問題から2つの事業所の管理者を1人で行うことになった。2つの事業所を管理者1人で行うのであれば管理者業務をやめたいという声もあったが、管理者を受けの人が減っている現状で、兼務条件が緩和されることも賛成である。

(委員) 要望書のアンケート結果で14事業所中1事業所が夜勤を伴う介護従業者の兼務位について必要がないと回答しているが、これは困っていないという意味であるか。

(事務局) そのとおり

【議事4】

(委員) 特別養護老人ホームについて、待機者数が減少している状況のなか、地域密着型は利用が松阪市の方に限られるため利用申込者が0人の月もあり運営が厳しい。対策として、近隣市町村の住民は利用できる等、利用申込をしているだけではなく本当に利用したい人が利用できるような支援も考えてほしい。

(事務局)

待機者が年々減少していることにあわせ、自宅待機者も有料老人ホーム等の入所により減少している。待機者数の減少の影響もあり、第9期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの整備を位置付けていない。松阪市として、近隣市町村と連携し、29床のうち10%は他市町の受け入れができる体制を考えている。

また、待機者は公表されている情報では378人いるが、すぐ入所を希望する人たちだけではない。松阪市では、地域密着型特別養護老人ホーム等の空室数、待機者数をホームページに掲載しているが、現状の表記方法では待機者が多数いるように捉えられてしまうため、入所を考えたときに待機者が多数いるから諦めるのではなく、直接施設に相談できるような掲載方法を検討し対応したい。

【その他】

(委員)

民生委員として、必要な事業につなげていくよう取組を行っているが苦労や負担が多い。松阪市とも協力をして取り組みたい。

(事務局)

今までの計画は、介護と医療の視点から策定したが、今回から新たに福祉の視点を取り入れた。

また、まだまだ機能的に弱い部分もあるが、福祉まるごと相談室を活用して、福祉につなぐ努力をしたい。

(委員)

高齢者人口減少率が一番高いところはどこであるか。

(事務局)

第三地域包括支援センター管内（飯南・飯高）である。元々人口が少ないところがさらに減少している。

令和 17 年まで、65 歳以上の高齢者人口は、減少傾向にある。しかし、85 歳以上の高齢者は増加傾向にある。85 歳になると 50%程度が要介護状態になるため、支援が必要な人は増加していくということである。2040 年に日本の高齢者人口はピークを迎える一方で、支える層は少ないため、その問題をどう乗り切るかを踏まえて計画が策定された。約 17 年後に高齢者人口がピークを過ぎるため施設整備は、慎重になる。